

政令番号37 ビスフェノールA

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和元年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道							7.2E+0	7.2
2	青森県							9.2E-1	0.9
3	岩手県							9.2E-1	0.9
4	宮城県							2.9E+0	2.9
5	秋田県							9.9E-1	1.0
6	山形県							1.1E+0	1.1
7	福島県							1.7E+0	1.7
8	茨城県							3.7E+0	3.7
9	栃木県							2.0E+0	2.0
10	群馬県							1.6E+0	1.6
11	埼玉県							8.7E+0	8.7
12	千葉県							6.3E+0	6.3
13	東京都							3.1E+1	31.0
14	神奈川県							1.4E+1	13.9
15	新潟県							2.9E+0	2.9
16	富山県							1.4E+0	1.4
17	石川県							5.3E+0	5.3
18	福井県							1.1E+0	1.1
19	山梨県							6.9E-1	0.7
20	長野県							2.5E+0	2.5
21	岐阜県							2.2E+0	2.2
22	静岡県							3.2E+0	3.2
23	愛知県							9.9E+0	9.9
24	三重県							1.6E+0	1.6
25	滋賀県							2.0E+0	2.0
26	京都府							4.7E+0	4.7
27	大阪府							1.5E+1	14.5
28	兵庫県							8.2E+0	8.2
29	奈良県							1.5E+0	1.5
30	和歌山県							7.0E-1	0.7
31	鳥取県							5.8E-1	0.6
32	島根県							4.1E-1	0.4
33	岡山県							2.0E+0	2.0
34	広島県							3.2E+0	3.2
35	山口県							1.5E+0	1.5
36	徳島県							4.7E-1	0.5
37	香川県							7.4E-1	0.7
38	愛媛県							1.1E+0	1.1
39	高知県							3.9E-1	0.4
40	福岡県							5.9E+0	5.9
41	佐賀県							9.9E-1	1.0
42	長崎県							1.1E+0	1.1
43	熊本県							1.8E+0	1.8
44	大分県							7.7E-1	0.8
45	宮崎県							9.7E-1	1.0
46	鹿児島県							1.0E+0	1.0
47	沖縄県							1.4E+0	1.4
	全国							1.7E+2	169.7